

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳返還命令処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 2 年 6 月 22 日付けでした、身体障害者福祉法（以下「法」という。）16 条 2 項に基づく身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の返還命令処分（以下「本件処分」という。）に違法又は不当があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、要旨以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

(1) 請求人は、平成 24 年 10 月 28 日、交通事故に遭い、その際の脳挫傷後遺症として、障害が残存している。

〇〇診断書によれば、病名として、交通事故による脳挫傷、四肢不全麻痺、そしゃくコミュニケーション障害、記憶障害、右視野欠損、ぼうこう直腸障害、パニック障害が挙げられている。また、〇〇診断書でも、請求人の病名は「脳挫傷後遺症、右視野欠損、両上肢機能障害」と診断され、常時見守りが必要な状態である。処分庁自身が診断書以外の書類も勘案して総合的に判断して

いるのであるから、所定の書式によらない診断書であっても、当然に有効である。なお、体幹機能障害については、四肢麻痺により座位や起立は困難であることから、手帳交付事由（もしくはそれ以上の状態）に該当している。

したがって、医学的知見から、請求人には手帳交付事由となった障害があることは明らかである。

(2) 請求人は、一人暮らしを送っているが、起床、就寝、食事、排泄、入浴、移動に常時介護が必要な状態である。

平成30年5月14日の〇〇区の認定調査によっても、立ち上がり、両足での立位につき、「首から下に麻痺があるため不可。ヘルパーによる全介助」とされており、歩行、移動も車椅子である。また、同調査の「身の回りの世話や日常生活等に関連する項目」においても、食事につき「ヘルパーによる全介助。本人の前で刻んで提供している。」と記載されており、「意思疎通等に関連する項目」においても、「右：視野欠損あり」と記載されている。

これらのことから、実生活においても手帳交付事由となった障害があるために常時介護が必要な状態であることがよく分かる。

(3) 以上より、請求人への手帳交付事由たる障害はなくなっていないのであって、処分庁のした本件処分には事実誤認があり違法である。

(4) 〇〇区通知は、平成30年2月の判決（以下「2月判決」という。）での認定事実を引用している。

しかしながら、平成30年10月の判決（以下「10月判決」という。）では、請求人の障害状態や生活状態を子細に認定した上で、〇〇区が決定した介護支給量よりも多い介護給付費支給決定を命じている。また、同判決当時、〇〇区は、左上肢の麻痺に争いのあるほかは、障害の争いは全くなかった。2月判決以後に実施された〇〇区の介護支給量関係の認定調査でも、首から下に

麻痺があることを認めている。

このように、診断書や実際の状況をみても、請求人に手帳交付事由があることは明らかである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|------------|--------------|
| 令和3年7月13日 | 諮問 |
| 令和3年9月10日 | 審議（第59回第3部会） |
| 令和3年10月14日 | 審議（第60回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 手帳の交付要件について

ア 法4条は、同法における「身体障害者」とは、同法別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から手帳の交付を受けたものをいう旨を定めている。法別表に掲げる身体上の障害は、別紙3のとおりである。

法15条1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に対して手帳の交付を申請することができる旨を定めており、同条3項は、同条1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない旨を

定めている。

同条4項は、都道府県知事は、同条1項の申請に基づいて審査した結果、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を定めている。

イ 法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を定めており、同条3項は、障害の級別は、法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）のとおりとする旨を定めている。

このうち、肢体不自由で四肢及び体幹の機能障害に関するもの、視覚障害で視野の障害に関するもの、その他本件に関連するものを抜粋すると、別紙4のとおりである。

法施行規則2条1項柱書き、同項1号及び2号は、法15条1項の規定による手帳の交付の申請は、申請書に、同項に規定する医師の診断書及び同条3項に規定する意見書を添えて行うものとする旨を定めている。

ウ 東京都においては、身体障害者手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（等級）についての認定審査を適切に行うため、「東京都身体障害者手帳に関する規則」（平成12年東京都規則第215号、以下「身障者手帳規則」という。）を制定しており、身障者手帳規則5条は、法15条4項の規定による審査は、法別表及び等級表に定めるもののほか、別に定める障害程度の認定基準に基づき行うこととする旨を定めている。

身障者手帳規則5条による委任を受けて定められた「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号）は、「第3 肢体不自由」において、「7級の障害は1つのみでは法の対象とならない。7級の障害が2以上重

複する場合または7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものである。」と定めている。

また、身障者手帳規則3条は、法施行規則2条1項1号に規定する医師の診断書及び同項2号に規定する意見書は、別記第2号様式から第14号様式の2までによるものとする旨を定めている。

(2) 手帳の返還命令について

ア 法16条1項は、手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその手帳を所持するものは、本人が法別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、速やかに手帳を都道府県知事に返還しなければならない旨を定めている。

同条2項柱書きは、都道府県知事は、同項各号に掲げる場合には、手帳の交付を受けた者に対し手帳の返還を命ずることができる旨を定めており、同項1号は、「本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。」を掲げている。

同条3項は、都道府県知事は、同条2項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない旨を定めている。

同条4項は、市町村長（特別区の区長を含む（法9条8項）。）は、身体障害者につき、同条2項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない旨を定めている。

法17条は、法16条2項の規定による処分に係る行政手続法15条1項の通知は、聴聞の期日の10日前までにしなければならない旨を定めている。

イ 身障者手帳規則15条は、法16条2項の規定による手帳の返還命令は、身体障害者手帳返還命令書によるものとする旨を定めており、身障者手帳規則別記第24号様式は、身体障害者

手帳返還命令書の様式を定めている。

2 本件処分 of 適法性について

(1) 請求人の肢体不自由について

請求人には、本件事故での受傷により右片に麻痺が生じたことが認められるものの、〇〇病院での治療により手引きでの小走り、両手引き介助での両足ジャンプができるようになるなど顕著に回復しており、平成24年10月26日に〇〇病院に転院した時点で既に立位可能で、MMT（徒手筋力テスト）は4ないし5で左右差がなく、身体能力にほぼ問題がない状態であった。そして、その後も麻痺の改善傾向は続き、平成25年10月4日には、〇〇病院の〇〇医師が、請求人の「右麻痺はほとんどない」と診断して同日を症状固定日と判定しており、同月11日にも、請求人の麻痺は改善してなくなっていると診断して、麻痺なしとする診断書を作成した。平成27年7月31日にも、同院の医師によって、請求人に「四肢の麻痺はありません。」とする紹介状が作成されている。

これらのような診療の経過からすると、本件事故により請求人に生じた右片の麻痺は、遅くとも、平成25年10月頃までには消失していたと認められる。〇〇が行った、請求人を対象とする行動確認調査（以下「本件行動確認調査」という。）によると、請求人は、平成28年7月23日、車椅子や歩行器等の介助器具を使用することなく、7階にある自宅から単身外出して買い物をする、祭りの会場に赴いて歩き回る、しゃがみ込んで両手で犬を撫でる、車のドアを右手で開ける、ズボンのポケットに両手を入れたまま階段を駆け降りる、請求人の腰ほどの高さのガードレールを片手で掴んで飛び越えるといった行動をしており、請求人がこれらの行動をするに当たり、支障があったことは何らうかがわれないところ、これらのことから、平成25年10月以降、請求人の麻痺が消失していたことが裏付けられる。

そして、令和元年8月13日に〇〇区の職員が請求人宅を訪問した際に、請求人が、座面が柔らかく臀部が沈み込むタイプのソファに座って長時間にわたり座位を保持できていたこと等が確認されており、また、同席したヘルパーが、請求人が洋式トイレの便座に一人で座ることができている状況等を説明したことからすると、本件行動確認調査の時点から本件処分に至るまでにおいて、請求人の四肢や体幹に新たな麻痺が生じたことも認められない。

そうすると、本件処分当時、請求人に四肢及び体幹の麻痺は存在していなかったと認められ、請求人の四肢及び体幹には、等級表所定の肢体不自由で、最も軽度である7級（一上肢又は一下肢の「軽度の機能障害」等）に該当する程度の機能障害をも、存在していなかったと認められる。

(2) 請求人の視野障害について

本件事故での受傷により、請求人に右半側空間失認の障害が生じたことが認められるものの、かかる症状についても、〇〇病院に入院していた平成24年12月以後、日々改善が認められていた。

そして、請求人は、平成25年11月に〇〇医院及び〇〇クリニックにそれぞれ1日ずつ通院しているものの、これらの通院は、手帳の申請等の公的手続に用いる診断書の取得を目的としたものであることがうかがわれ、その後も請求人が視野の障害に関して継続的に通院していることをうかがわせる証拠資料はなく、本件行動確認調査によると、請求人は、平成28年7月23日、混雑する祭りの会場等で、何らの介助もないまま人にぶつかることなく歩き回ったり、自身の右方向にいた犬を発見して近寄ったりするなどの行動をしており、同日における請求人の一連の行動において、右視野に制限があることをうかがわせる挙動は全くみられない。なお、10月判決に係る訴訟において、〇〇区は、平

成 29 年 3 月 21 日のモニタリング調査時における昼食の食事介助において、請求人に右視野欠損があるにもかかわらず右側から介助していたが、それにより特段の支障はみられなかった旨を主張している。

これらのことからすると、本件事故により請求人に生じた右半側空間失認の症状は、遅くとも、平成 28 年 7 月頃までには改善しており、視野の障害は消失していたと認められる。

そして、令和元年 8 月 13 日に〇〇区の職員が請求人宅を訪問した際に、請求人が、職員がいる右斜めに上目遣いに目線をやり、職員と目が合うと目をそらす挙動をしたことが確認されていることも踏まえると、本件行動確認調査の時点から本件処分に至るまでにおいて、請求人に、新たに右半側空間失認又は右同名半盲といった障害が生じたことも認められない。

そうすると、本件処分当時、請求人に視野の障害は存在していなかったと認められ、請求人の視野には、等級表所定の視野に係る障害で最も軽度である 5 級（「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」等）に該当する程度の障害をも、存在していなかったと認められる。

(3) 請求人に係るその余の身体上の障害について

そのほか、本件審査請求において提出された証拠資料を検討しても、本件処分当時において、請求人に、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、ぼうこう又は直腸の機能障害といった、法別表が定める身体上の障害が生じていたとは認められない。

なお、記憶障害及びパニック障害は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」5 条が定める精神疾患であり、法別表が定める身体上の障害には該当しない。

(4) 結論

以上のことからすると、本件事故による受傷に起因して請求人に生じた身体上の障害は、いずれも本件処分当時においては消失

しており、本件処分時点において請求人の肢体不自由及び視野障害がどの程度残存していたかを正確に把握し得る証拠資料はないものの、少なくとも、法別表が掲げる身体上の障害には該当しない状態にあったというべきであるから、「本人の障害が別表に掲げるものに該当しない」との手帳の返還命令の要件に該当する。

したがって、本件処分に違法、不当な点があることは認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、要旨、近時、〇〇診断書において、交通事故による脳挫傷、四肢不全麻痺、そしゃくコミュニケーション障害、記憶障害、右視野欠損、ぼうこう直腸障害及びパニック障害と診断され、また、〇〇診断書においても、脳挫傷後遺症、右視野欠損及び両上肢機能障害と診断されたとして、請求人の障害はなくなっていない旨主張する。

しかしながら、〇〇診断書は、単に身障者手帳規則が定める様式を使用していないというにとどまらず、各診断名について、請求人に対してそれぞれ必要な診療を行ったのか否か、また、各診断名を診断するに当たり、いかなる診療、検査を行ったのかといった事項が記載されておらず、各診断の根拠を全くうかがい知ることができないから、〇〇診断書における診断内容をにわかに信用することはできない。

また、〇〇診断書についても、単に身障者手帳規則が定める様式を使用していないというにとどまらず、各診断名について、請求人に対して必要な診療を行ったのか否か、また、「右視野欠損、両上肢機能障害」があると診断するに当たりいかなる診療、検査を行ったのかといった事項が記載されておらず、各診断の根拠を全くうかがい知ることができない。加えて、〇〇診断書の記載内容は、2月判決において、「多分に原告〇〇〔引用者注・請求人の母〕等による病状の説明に依拠したもので実際と異なる内容を

含むことがうかがわれ」と認定判断された〇〇診断書の記載内容とほとんど一致しており、〇〇診断書も、多分に請求人の母等による病状の説明に依拠したもので実際と異なる内容を含むものであることが推認されるから、このような〇〇診断書の内容を信用することはできない。

したがって、〇〇診断書及び〇〇診断書の内容をもって、前記2の認定判断が左右されるものではないから、請求人の上記主張は採用することができない。

(2) 請求人は、要旨、10月判決では、請求人の障害状態や生活状態を子細に認定した上で、〇〇区が決定した介護支給量よりも多い介護給付費支給決定を命じており、また、平成30年5月14日における〇〇区の認定調査によっても、請求人が、起床、就寝、食事、排泄、入浴及び移動に常時介護が必要な状態であることがよく分かる旨主張する。

しかしながら、10月判決は、その控訴審において請求人が請求の全部を放棄したことにより確定しなかった上、請求人に係る医療記録や本件行動確認調査の結果といった重要な証拠を何ら検討していないこと、及び請求人が請求の全部を放棄するに至った経過にも鑑みると、10月判決における認定判断をそのまま採用することはできない。

また、〇〇区の職員が平成30年5月14日の障害支援区分認定調査時に作成した「認定調査票」に記載されている内容は、その大部分が、当該調査に同席した請求人の母及びその支援者の説明に依拠したものであることがうかがわれる上、「認定調査票」には、調査に赴いた職員が、請求人の母らの説明と請求人の実際の状況に矛盾を感じていた旨記録されていることも考慮すると、上記の「認定調査票」についても、実際の状況と異なる内容を多く含むものであることがうかがわれるから、このような「認定調査票」の内容をもって、前記2の認定判断が左右されるものでは

ない。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は、認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1から別紙4まで(略)